

二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名称 三新化学工業株式会社平生工場
 所在地 熊毛郡平生町大字平生町五三一番地
 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	能力	構造			使用の方法
		工事着手年月日	工事完成年月日	使用開始年月日	
三五―イ	($m^3/日$)八	平成二四、六、五	平成二四、七、一九	平成二四、七、二〇	間断続二〇時間 一日当たりの使用時間 季節的変動なし
三五―ロ	($m^3/日$)〇	"	"	"	六時間
三五―ハ	($Nm^3/分$)八〇	"	"	"	連続二四時間

備考 「三五―イ」、「三五―ロ」及び「三五―ハ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十五号の有機ゴム薬品製造業の用に供する蒸留施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量(m^3)
	水素イオン濃度(水素指数)	化学的酸素要求量(mg/l)	
三五―イ	七	二〇〇	七
三五―ロ	"	五〇	五
三五―ハ	"	二〇	八

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力($m^3/日$)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日

凝集沈殿処理施設	鋼板製	二、四〇〇	凝集沈殿連	続二四時間	変動なし	(既設)
総合排水処理施設	鉄筋コンクリート製・鋼板製	"	過・活性汚泥・活性炭吸着・沈殿	"	"	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		室 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		通 常	最 大	通 常	最 大	
凝集沈殿処理施設	処理前	七	八、八六	二〇〇	三〇〇	一、六八六
	処理後	"	"	五〇	一〇〇	"
総合排水処理施設	処理前	"	"	"	"	一、〇二〇
	処理後	"	"	"	"	"

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
	通 常	最 大	
七	八、八六	一八〇	二、〇二〇
八、六	二七	三六	二、三三〇

山口県告示第百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年五月十五日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

下関市豊田町土地改良区

認可年月日 平成二四、五、七

山口県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十四年五月十五日

山口県知事 二井 関成

保安林予定森林の所在場所

- 山口市下小鯖字笹ヶ浴一、二八、一一三七の一、一一三七の二、一一三九、一一四〇、一一四一、一一四五、字御除村一一六六の三（次の図に示す部分に限る。）、一一六六の二、一一六六第三の二、一一六六第四、一一六七の二、陶字嘉村崎一一四一、一一四二

防府市大字真尾字仁賀野三八七の一、三八七第三三、三八七第三五から三八七第三七まで、三八七第三一〇から三八七第三一五まで、字綾ヶ峰四二四の二(次の図に示す部分に限る。)、四二四の七九、四二四の一四三、四二四の一四四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市下小鯖字笹ヶ谷一二八・一一四五・字御除村一六六の三・一一六七の二・陶字嘉村崎一四一・一一四二(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

防府市大字真尾字仁賀野三八七第三五・三八七第三一四・字綾ヶ峰四二四の二・四二四の七九(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定により、県道妻崎開作小野田線高架橋橋りょう整備工事(上部工)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十四年五月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 県道妻崎開作小野田線高架橋橋りょう整備工事(上部工)

(一) 工事場所 山陽小野田市大字東高泊字横土手から同大字洲賀までの間

(二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
鋼五径間連続非合成鋼桁形式橋りょう	一九九・〇メートル	二・二メートル (六・八メートル (車道六・五メートル))

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十二年山口県告示第四百二十六号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が三パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十四年五月十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(鋼橋上部工事の数値が千百以上(県内に主たる営業所又は鋼構造物を製作する工場を有する者にあつては、九百以上)であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

- (一) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (二) 申請書等の提出場所
山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所 宇部市港町一丁目五番七号
- (三) 申請書等の提出期間及び時間
平成二十四年五月十五日から同年六月五日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十四年六月二十五日までに発送する。
- (五) その他
この審査についての問合せは、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所(電話〇八三六―二一―三三四五)にすること。

山口県告示第二百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十四年五月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称
紫福(一)52、紫福(一)53
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)



(二二四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十二月十六日山口県公告(三八六)に係る大規模小売店舗について次のとおり田布施町から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十四年五月十五日から同年六月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年五月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ田布施店
所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷奥一〇一の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。



正 誤

平成二十四年四月二十七日山口県公告(一三八)(大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出)

ページ	段	行	誤	正
六	下	七	同年七月二十七日	同年八月二十七日

平成二十四年五月十五日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁